

事務局	<p>初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願ひします。</p>
河野会長	<p>会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長を務めさせていただきます。着席させていただきます。</p>
議長	<p>ただいまから令和2年第7回廿日市農業委員会総会を開催をいたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数14名中、全員の出席で、在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立をいたします。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定に基づき、6番の岩木委員、7番の梶原委員のご両名にお願いをいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について検討しますが、番号56番については、議席番号3番の中田委員が関係する案件のため、先に57番から65番を審議をいたします。 それでは、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借についてのうち、番号57番から65番について、説明させていただきます。 それでは、座って説明させていただきます。 議案書は2ページに総括表、4ページから7ページに内訳、位置図は2ページから6ページになります。 初めに番号57番、農地の所在地は、宮島町字嚴島浦、登記地目は畑、田及び山林です。関係者は議案記載のとおりです。面積は5筆の7, 589平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和3年7月31日までの賃貸借の新規設定を行うものでございます。 この件につきましては、毎年更新を行っておりましたが、利用権の設定期間が終了しているため、新規設定扱いとなっております。この番号57番につきましては、旧宮島町時代に寄附受納した土地を平成26年度から利用権の設定を受ける者が無農薬野菜の栽培に取り組んでおります。 次に番号58番、59番、61番、65番につきましては、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。</p>

番号58番、59番、61番、65番、農地の所在地は、玖島字下大町及び玖島字中平谷、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりでございます。面積は10筆の1万2,720平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和7年3月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。

次に番号60番、農地の所在地は、玖島字下大町、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の1,162平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和7年3月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。

次に番号62番、農地の所在地は、玖島字下平谷、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は2筆の4,812平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和7年3月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。

次に番号63番、64番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。

農地の所在地は、玖島字下大町及び玖島字上大町、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は4筆の5,588平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和7年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うものでございます。

いずれも地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で、議案第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号57番から65番について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。

まず初めに新竹委員、そして引き続き、梶原委員の65番までよろしくお願いいたします。

新竹推進委員

宮島の推進委員の新竹です。6月15日に山田委員と事務局3名で現地を調査に行きました。借受者は、農園を始めてから7年目になります。現在は、トウモロコシ、サツマイモ、トマト、キュウリなどを栽培しています。当時は、雑草の中に作物を育てると言っていましたが、現在は、栽培時期により除草されていると言っていました。新型コロナの影響により、島内のホテルへの出荷がなくなりましたが、現在はインターネットにより販売を行っています。これからも夫婦共々頑張って農園を継続してくれることと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

7番委員

7番の梶原です。58番から65番まであって、かなり多い

のですが、この58番から65番まで、先月18日、平尾委員と事務局とで確認に行っていました。

まず、58番ですが、位置図で3ページをご覧ください。58番、それから最後の65番は、一町で分筆されておりますので、まとめて、これはもう既に5年前から作付をされています。

下平谷の61番、62番と、それから59番、これを併せて説明します。59番が新規に今年から作付を開始されたわけですが、この61番と今の58番、65番が、この3月31日で切れるということが確認できましたので、慌てて申請をしていただいたものです。新規扱いとなっておりますが、これはもう既に61番と一緒に5年前から作付を継続しておられる農地で、今年も作付しておられまして、何ら問題はないと思います。

それから次に、60番です。60番は、新規で貸付者から借受者が借り受けて今年から作付を開始された農地です。これももう既に作付を済ませておりますので、問題はないと思います。

合間の61番、62番ですが、先ほど61番については言いましたように、既に作付をつけておられる農地でございます。

それから62番につきましては、貸付者は、もともと平谷におられた方ですが、今は永原に出ておられます。圃場整備がもう20年以上前に完了しておりますが、それから全然手をつけておられないということで、雑草あるいは小灌木が林立しているような農地になり、集落が今の中山間等の直接支払いの制度にのっとって、これを新たに農地の復元をということで、この借受者がその代表者になっておられます。一応代表者が借りてという格好で、これは集落でもって今から農地の復元を目指していくということで、面積もかなりございますが、集落20名ぐらいで進めていきます。大変いいことだと思います。これは常に周りは田として活用させておりますので、有害獣の巣になっているというようなこともございまして、集落で今回の中山間の交付金を活用して進めていくということでございます。

それから63番、64番ですが、63番の下大町の田と64番のやはりこの下大町、これは一町でやはり分筆されておられまして、5年前は賃貸借でございましたが、これも借受者がその頃もう既に作付をされておられまして、今年から使用貸借ということで新規扱いということになっております。

それから、この上大町分も今年から作付を開始された。これは、昨年までは上大町の方が作っておられましたが、その方がやめられたので、この借受者が引き継いで耕作されるということでございます。65番につきましては、先ほど申しました58番の一緒の田ということで、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

	<p>質問等があればお願いをいたします。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようでございますので、お諮りをします。</p> <p>議案第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、57番から65番について、承認することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号57番から65番について、承認することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、同じく議案第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号56番について議案としますので、中田委員、ご退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">＝中田委員 退席＝</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借についてのうち、番号56番について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は2ページに総括表、3ページに内訳、位置図は1ページになります。</p> <p>番号56番、農地の所在地は、吉和字宮前小路及び吉和字熊崎大、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は4筆の7, 587平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和4年12月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で、議案第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号56番について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。岡委員、お願いします。</p>
8番委員	<p>8番の岡です。6月18日に私と事務局とで現地を確認しま</p>

	<p>した。地図は2ページです。地図の上側はクヴェーレがある道筋になっております。</p> <p>貸付者は、佐伯区にお住まいで、これまでは他の方に預けておられました。先月にも利用権の設定がありましたが、このたびその方が作付をやめられましたので、法人が作付されます。現地の田には既に苗が植え付けられております。何ら問題はないと思います。ご審議のほうよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号56番について、承認することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号56番について、承認することに決定いたします。</p> <p>中田委員、入ってください。</p> <p style="text-align: center;">＝中田委員 復席＝</p>
議長	<p>それでは、議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、番号132番から135番、番号139番から142番について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は8ページに総括表、9ページから11ページに内訳、位置図は7ページから13ページになります。</p> <p>初めに番号132番、農地の所在地は、友田字橋桁の第2種農地で、登記地目は田、面積は3筆の1, 773平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は資材置場として利用するための申請でございます。</p> <p>次に番号133番、農地の所在地は、飯山字神田の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆の1, 031平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は太陽光発電事業を行うための申請でございます。</p> <p>次に番号134番、農地の所在地は、栗栖字田中の第2種農</p>

地で、登記地目は田、面積は2筆の1, 506平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は太陽光発電事業を行うための申請です。

次に番号135番、農地の所在地は、津田字江尻の第2種農地で、登記地目は田、面積は3筆の1, 823平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は太陽光発電事業を行うための申請です。

次に番号139番、140番は、譲受人が一緒のため、まとめて説明させていただきます。

番号139番、140番、農地の所在地は、浅原字神田原の第2種農地で、登記地目は田及び畑、面積は8筆の1, 660.85平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は休憩所及び庭敷地、駐車場及び資材置場として利用するための申請でございますが、一部既に農地転用の手続を行わず、農地以外の用途として利用しているため、顛末書が提出されています。

次に番号141番、農地の所在地は、友田字溝路の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆の82平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は進入路として利用するための申請です。

次に番号142番、農地の所在地は、友田字里地で、登記地目は山林ですが、現況は畑となっております、面積は1筆の199平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は庭敷地として利用するための申請です。

いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。

以上で、議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。

132番、土谷委員、お願いします。

土谷推進委員

推進委員の土谷です。6月17日に河井委員、事務局2名とで132番の確認に行きました。この農地は、20年余り耕作放棄地になっておりまして、草が繁茂して田には戻せないような状態です。それを今度、会社が資材置場に利用するため埋め立てられるそうです。この会社は、鉄筋加工の会社であろうと思われまます。

この農地は20年余り放棄地になっておりまして、譲渡人は、地御前の方で、中山委員にも再々足を運んでもらいまして、草刈りをしてもらうように頼みましたが、全く改善されずにい

た場所です。今回のこの場所を埋め立てることになるので、とてもいいことであろうと思います。農地では使えない状態ですので、ご審議のほうをよろしくお願いします。

議長

黒田委員、2件、お願いします。

4番委員

4番の黒田です。133番、134番は、6月18日に神鳥推進委員と私と事務局2名の4名で現地確認しました。

初めに133番ですが、現地は飯山集会所がある近くで、地図は8ページです。この赤い印があるところですが、一部、今までは畑として耕作しておられたみたいですが、これは、ソーラー発電をする会社が、ここにソーラー発電を設置するというので、初めは黒いマルチが張ってありましたが、現地を確認した折に、草が生えるために除草シートを張っておられました。南側に家があるのですが、この家とも話がついて了承をもらい、別に問題はないと思います。業者には、周りの草刈りをお願いしておりますが、これは飯山でも、他が皆、荒廃農地になっているところなので、ソーラーでもできれば、イノシシの巣にもならないと思いますのでいいと思います。

それから、134番です。134番は、今度は栗栖ですが、生コン会社と栗栖集会所の間ぐらいの農道の川手ですが、今までは非常に荒廃していた農地で、ここへソーラーをされるのですが、草もきれいに刈ったりして、イノシシの巣にはならないと思われま。それで、ほかのところはもう2カ所ほどソーラーをやっているの、別に他の農地にも影響はないと思われま。よろしくご審議をお願いします。

議長

次、木浦委員。

10番委員

10番、木浦です。135番について説明します。地図は10ページということで、6月16日、河野会長、黒田委員、事務局2名、私と5名で現場を確認しました。現場は、すぐ左側にもう太陽光発電が設置されてあるところで、場所とすれば、その下が県道で、右側が廿日市市街地と、左側が吉和のほうへ行く方向。それからすぐ網かけの下が廿日市の消防署になっております。それで、右側のずっと上方へ上がっていく道が、八幡神社へ上がっていく道ということです。

現地には、工事業者の社員1名が立会して現場確認したということです。防草シート、それからフェンス等もされるということです。すぐ隣には、右側にちょうど人家があるのですが、この人家にも、事前に工事に入るまでに説明に行きますということではありました。本当に、この辺りの農地は、かなりいい農地なのですが、もう当事者が太陽光発電をされるということで指示されているもので、仕方がないことと思います。

それと聞きますと、もう買取り価格もかなり下がっておりますし、隣接農地に対しても前方下側が農地になるのですが、こ

れ南方面で、後ろ側が農地があるのですが、防草シートにしてある程度管理もしますという現地の話ではあります。仕方がないのではないかと思います。ご審議のほうよろしく願いいたします。

議長

古川委員。

1 番委員

1 番の古川です。139と140番、これは譲り受ける者が同一でございますので、一括して報告をいたします。地図は11ページでございます。6月16日に正木推進委員と事務局2名で現地の確認を行いました。国道185号線、これが国道でございます。地図でいう下側が大竹へ向かう、浅原の中心地を経由して大竹へ向かいます。上が吉和へ向かう筋でございます。赤い印があるところが今回の該当の農地でございますけれども、その右横になりますけれども、黒い四角で囲ってあるようなところが4カ所ぐらいございますが、ここは新規就農者の方がハウスでハウレンソウ等を栽培されておられます。そこと今回の現地の田には、小川が流れておりまして、新規就農者の方のハウスのほうが少し高い位置にあるという状況ですので、これに関しては問題ないと思います。譲渡人は、広島市内にお住まいでございまして、実家を含めて隣接する農地も売却することになったようです。隣接する工場、これを経営されているのが、広島市から通勤されている、譲受人の方です。ここで金属の加工で、主にアルミの金型等を造られています。譲受人が、広島市から通ってくるのが大変だということで、ご夫婦で移住先として家と共に購入されるということでございます。現地につきましては、数年間、耕作はされてございませんで、荒地状態ということでございます。住宅周りのみ草刈りがされておりまして、若干、顛末書ということがございましたけれども、草刈り等をされて駐車場といいますか、マイカーが若干置かれているということでもございました。周辺農地につきましても悪影響を及ぼすような状況はございませんので、ご審議のほうよろしく願いいたします。以上です。

議長

続いて、土谷委員。

土谷推進委員

推進委員の土谷です。141番、142番について説明します。

6月17日に河井委員、事務局2名とで現地を確認に行きました。これは、譲受人の家に入るのに軽トラが入るぐらいの道路しかないのを、それを拡張するために譲渡人から譲り受けて道路を広げるということです。何も問題ありません。

それから、142について説明します。これは、6月17日に事務局2名と河井委員とで現地を確認に行きました。これは光ヶ丘団地の中でありまして、地図は13ページです。譲受人

	<p>は、一棟隣へ自宅があり、その下が空き地になっています。野菜を作っておられます。譲渡人は、福岡県に住んでおられまして、譲受人も今まで借りて野菜を作っておられました。何も問題がないと思いますので、ご審議のほうよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>地元担当委員のご意見がございました。これについて、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いいたします。駐車場についてはいかがでしょうか。</p>
1 番委員	<p>従業員のレストランに使いたいということです。実際にはもう、元には戻れないぐらい雑草が生えていまして、これでかなりあの辺りがきれいになるので、良いことだと思います。</p>
議長	<p>これについて、ご意見、ご質問ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りをします。 議案第 3 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第 3 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。 続きまして、報告に入ります。 第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告をします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、説明させていただきます。 議案書は 1 2 ページ・1 3 ページ、位置図は 1 4 ページ・1 5 ページになります。 今月の報告は、令和 2 年 5 月 1 2 日から令和 2 年 6 月 1 0 日までの間に受理した 4 件でございます。議案の朗読は省略させていただきます。 番号 1 1 8 番につきましては、農地転用の手続を行わず、既に農地以外の用途として利用していたため、始末書が提出されております。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定によ</p>

	<p>る届出について、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑等があればお願いします。</p> <p>ありませんか。</p>
議長	<p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p> <p>質疑がないようでございます。報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告を終わります。</p> <p>続いて、協議に入ります。</p> <p>協議第1号 令和3年度市農業・農村施策に対する提案・意見（案）について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>協議第1号 令和3年度市農業・農村施策に対する提案・意見（案）について、説明させていただきます。</p> <p>5月の総会で皆様にお配りした令和3年度市農業・農村施策に対する提案に係る意見について、現在、取りまとめを行っております。</p> <p>これまで提出された主な意見としましては、有害鳥獣防除についてや、耕作者の高齢化と遊休農地対策などについての意見が寄せられているところでございます。</p> <p>皆さんから頂いた意見をまとめて、来月の総会で提案をさせていただきたいと思っております。また、今度8月21日に予定しております市長との懇談会においても、この意見を参考に進めていこうと考えております。</p> <p>まだ、提出されていない委員さんも、受け付けておりますので、7月20日頃をめどに提出をしていただければと思います。</p> <p>以上で、協議第1号 令和3年度市農業・農村施策に対する提案・意見（案）について、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局から途中の報告をいたしました。去年は13件ばかり出ていたと思うのですが、今回、3件か4件で各委員の意見が少ないようございます。まだ日にちもありますので、今、いろいろ難しい問題もありましようが、特に市長との懇談会も要望しておりますし、中山委員も先般来いろいろ意見を述べておりますので、市長との懇談やもう少し農業委員、推進委員の意見があればいいだろうと思っております。まだ時間がありますので、十分、それぞれの地域、また廿日市全体で見たときに、農村・農業の振興を図るために農地をどうすればいいかというような意見があれば出してほしいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>これについて、皆さんのほうからご意見ありませんか。できるだけ、ご意見を、アイデアを出してください。</p> <p>お願いします。</p>

事務局

それでは、質疑がないようですので、協議第1号 令和3年度市農業・農村施策に対する提案・意見（案）についての協議を終わります。

続いて、協議第2号 農業委員会概要（案）の策定について、事務局から説明をお願いします。

それでは、協議第2号 農業委員会の概要（案）の策定について、ご説明を申し上げます。

こちら、農業委員会の概要につきましては、以前から中山委員から廿日市市農業委員会の概要を作ってはいかがかということで、ご提案を頂きまして、時間はかかったのですが、昨年度の活動状況についての農業委員会の概要について策定をさせていただきました。

概要につきましては、簡単ではございますけれども、説明をさせていただければと思います。

まず、1ページめくっていただいたところに目次があります。1ページに廿日市市の概要及び人口等について記載をしております。

2ページ、廿日市市の広島県内における位置と、旧合併前の市町の位置について、記載をしております。

3ページ、廿日市市の農家数、この資料につきましては、農林水産省の農林業センサスの結果報告の数値を基に、こちら、廿日市市の農業者数ということで記載をしております。

4ページ、農業委員会の沿革とし、施政以降ということで、市と町以降、町、村時代の農業委員会が平成の大合併により、今に至るまでの流れを簡単ではございますけれども、こちら記載をしています。

5ページ、農業委員会の組織ということで、こちらでいきますと平成31年4月1日時点での定数及び区域定数ということでこちらに記載をしています。

6ページ、事務局の組織といたしまして、本所、支所等々の併任、担当、専任ということでの現在の事務局の組織機構図を載せております。

7ページ、農業委員、農地利用最適化推進委員の名簿ということで、4月1日時点の名簿を載せております。

8ページからは、平成31年、令和元年度ですけれども、こちらで農業委員会の活動状況ということで、各総会における農地関係の審議の数や総会の開催状況、市長に対する意見の提出であるとか、あと各委員が行かれました研修や推進会議等の内容と開催場所、参加者の人数につきましては、簡単ではございますけれども載せております。

11ページ以降は、ホームページでも公開をしております「平成30年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価」と「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」ということで、こちら、記載をさせていただいております。

議長

今年度につきましては、こちらの広島市の農業委員会の概要を参考に作成をさせていただきました。その中で、廿日市市農業委員会に合うような部分をピックアップをして概要を作成したところでございます。今年度このような形ではございますけれども、また来年度以降につきましては、こちらの概要の内容を少しずつでも充実させていただければ、皆様の活動内容が外部に向けて発信でき、こういう活動をしているという発信、報告ができればいいかなと思います。また、少しずつではありますけれども、皆様の意見を聞きながら充実させていただければと思います。

以上で、農業委員会の概要につきまして、説明を終わらせていただきます。

ただいま、農業委員会の概要（案）について、事務局長から説明がございましたが。これについて、各委員の質疑等があれば、こうしてほしいとか、こう考えたらどうかということがあれば、お願いをいたします。ございませんか。

今ここでなしに、また事務局へ問い合わせさせていただいて、ご提案やご要望等があれば、また事務局のほうへご協議ください。今月いっぱい、またいいアイデアがあればお願いいたします。

質疑がないようですので、協議第2号 農業委員会概要（案）の策定についての協議を終わります。

以上で、議事は終わります。

委員の皆様には、慎重にご審議頂きありがとうございました。

次回の第8回農業委員会総会は7月20（月）午前11時から廿日市市役所7階会議室です。

（閉会午前11時30分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年8月6日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（6番委員）

廿日市市農業委員会委員（7番委員）
